

発議案第15号

八千代市特別職の職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第
1項の規定により提出します。

平成24年6月7日

八千代市議会

議長 江野澤 隆之 様

提出者	八千代市議会議員	秋 葉 就 一 ⑩
	同	小 林 恵美子 ⑩
賛成者	八千代市議会議員	原 弘 志 ⑩
	同	堀 口 明 子 ⑩
	同	橋 本 淳 ⑩
	同	中 村 健 敏 ⑩
	同	松 崎 寛 文 ⑩

提案理由

財政事情を鑑み、議員及び市長等の期末手当の加算率を平成24年12月から平成26年12月までの間、ゼロに改める。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

八千代市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和49年
八千代市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第16項を

16 平成24年12月1日から平成26年12月31日までの間に議長等に
支給される期末手当に係る第3条第4項の規定の適用については、同項中
「月額に、当該議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額を加算した
額」とあるのは「月額」とする。

と改め、附則に次の1項を加える。

17 平成24年12月1日から平成26年12月31日までの間に市長等に
支給される期末手当に係る第3条第4項の規定の適用については、附則第1
1項の規定にかかわらず、第3条第4項中「合計額に、当該合計額に100
分の15を乗じて得た額を加算した額」とあるのは「合計額」とする。

附 則

この条例は、平成24年8月1日から施行する。